

(様式4)

救援見舞金受給者申請書

20 年 月 日

申請者(本人)氏名 _____ 分会名 _____

分会長氏名 _____ /

下記により、救援見舞い規定の適用を申請します。

発生日	20 年 月 日
事由	1. 死亡
	2. 退職 ①事故 ・ ②疾病
	3. 組合業務執行のための事故 _____ ヶ月
	4. 療養休暇 ①事故 ・ ②疾病 _____ ヶ月
	5. 休職 _____ ヶ月
	6. 災害 (風 ・ 水 ・ 震 ・ 火) ①住居 (全部 ・ 一部) ②家財 (全部 ・ 一部)

※ 該当の文字(又は数字)に○印をし、要した療養期間を記入して下さい。
30日未満は1ヶ月にカウントされません。

申請額	円 ※次頁参照			備考
振込先	ゆうちょ銀行			
	口座名義			
	記号		番号	
	または	店	口座番号	
	ろうきん			
	口座名義			
		支店	番号	

*お手数料をおかけしますが、組合は「ゆうちょ」と「ろうきん」のみ対応です。それ以外の場合は、お電話でご相談ください。

救援見舞規定

第1条 この規定は規約第16条9項に基づき、組合員の死亡を弔慰し、また組合員が事故および疫病により退職のやむなきに至ったものを見舞い、また災害をこうむった者を救援および見舞うために定める。

第2条 この規定による弔慰額、救援見舞額は次の各号による。

- (1) 死亡弔慰金 10万円 花輪（生花）一基（2万円相当）
- (2) 退職見舞金 2万円
- (3) 火災見舞金 全焼3万円 半焼1.5万円 消防冠水5千円
- (4) 水害見舞金 流失3万円 床上浸水1.5万円
- (5) 上記の各項以外の災害その他の救援見舞金は災害その他の状況に応じて分会よりの報告に基づいて中央委員会で決めるものとする。

第3条 この規定の運用は、執行委員会が申請書及び調査報告書に基づき審査、執行し、これを中央委員会に報告しその承認を得なければならない。

第4条 弔慰または救援、見舞を要する場合は、当該分会長は、すみやかに、所定の手続きによって、執行委員会に、弔慰または、救援、見舞の申請をしなければならない。支給事実発生後1年以内に申請しなかった場合は無効とする。

第5条 この規定に要する経費は組合員の拠出金および利子をもってあてる。拠出金は組合費1人月額100円とする。大規模災害の発生した場合には大会又は中央委員会の決定により臨時に徴収することができる。

第6条 この規定は収支の特別会計とする。

第7条 この規定は1988年4月1日より施行する。

1993年6月5日に一部改正

1996年6月15日に一部改正

附則

第1条 本規定第2条5項に基づいて、組合員に下の事由が発生したときは、次の基準により見舞金を支出する。

- (1) 組合業務執行のため事故又は疾病に至ったとき、1ヶ月の療養期間につき4千円。但し、2万円を超えないものとする。
- (2) 事故または疾病により長期療養を必要とするものについては1ヶ月の療養期間につき3千円。但し、1万5千円を超えないものとする。
- (3) 休職のやむなきに至ったときは、5千円を見舞金として支出する。
- (4) 組合主催のスポーツ大会における事故により眼鏡を破損した場合は、その修理費用を補償する。但し、4万円を超えないものとする。